

3 精密検査依頼書兼結果報告書【肺がん検診】 説明書

※当報告書が区市町村に返送された際などに御利用ください。

※「地域保健・健康増進事業報告」:「健増報告」と表記します。

※「肺がん検診精密検査結果報告書(東京都統一様式)」と「地域保健・健康増進事業報告集計表」との対照表:「対照表」と表記します。

① ○○○○○○控 ○/○

区肺がん検診 精密検査依頼書 兼 結果報告書

肺がん精密検査依頼書

医療機関長様
御担当医様

年 月 日

返送先住所: TEL: **★返送先2か所以上の場合、追記可です。**

下記の方は●●●●●●肺がん検診の結果、要精密検査となりましたので、御高診の上、宜しく御指導をお願い申し上げます。

氏名・性別 (男・女) 検診日 年 月 日

生年月日 検診機関名

項目名 個人識別情報 **◆記入内容にあわせて項目名を変更してください。**

胸部エックス線 精検不要 要精検D 要精検E

喀痰細胞診 精検不要 要精検D 要精検E
※未実施の場合はチェック不要

★住所・住民番号等の記入欄として使用できます。

精密検査結果(貴院記入用) 精密検査結果について御記入の上、御返送くださいますようお願いいたします

※精密検査結果の区市町村及び区市町村が委託を受けた検診機関への提供は、個人情報保護法の例外事項として認められています(「医療・介護(個人情報保護委員会・厚生労働省)において個人情報ガイドライン」)

※御記入いただいた内容は、区市町村が「地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)」に計上し、国及び都の地域保健施策のための基礎資料となります。

◆各自治体名に変更可です。

精密検査 実施した**全ての検査**をチェックしてください

胸部エックス線検査

胸部CT検査(HR-CT含む)

気管支鏡検査(気管支鏡下細胞診、気管支鏡下生検含む)

上記以外(検査法:)

診断区分

① 異常なし・呼吸器以外の疾患(喉頭がん、食道がん、甲状腺がん等)

② 肺がん(0期がん Ⅰ期がん Ⅱ期以上のがん 病期不明)

③ 肺がんの疑い又は未確定

④ 肺がん以外の呼吸器疾患(中皮腫、リンパ腫、転移性の肺がんを含む)

判明した**全ての病変**をチェックしてください

精密検査時の偶発症 **該当する場合のみ** ⑦ あり ⇒ 内容 (多量出血 気胸 その他 ())

※入院治療を要するものとする(例:経皮的肺穿刺や気管支生検による多量出血、検査後の気胸等)。

精密検査実施日 精密検査実施医療機関名 精密検査担当医師名

年 月 日 TEL

○健増報告項目:「肺がんであった者(転移性を含まない)」のうち「**喀痰細胞診のみで発見された者**」
肺がんであった者のうち、胸部エックス線検査結果が「精検不要」または「要精検D」で、喀痰細胞診結果が「要精検D」または「要精検E」だった者が該当します。
⇒⑦(「 精検不要」または「 要精検D」)及び①(「 要精検D」または「 要精検E」)にチェックがある者の数を計上してください。

◆胸部エックス線検査結果が「要精検D」だった者

- 肺がん検診での要精検者は「胸部エックス線検査結果が要精検E」か「喀痰細胞診結果が要精検DまたはE」の者となります。そのため、胸部エックス線検査結果が要精検Dの場合(喀痰細胞診を合わせて実施した場合は、喀痰細胞診結果が精検不要の場合)、精密検査受診状況や結果を把握する必要はありません。
- 胸部エックス線検査にて「要精検D」と判定されて精検受診した者が肺がんであった場合、検診により発見された肺がんとしては取り扱わないため、健増報告での計上は不要です。
- ただし、「要精検D」は、「活動性肺結核や大動脈瘤等、急いで精密検査や治療を行わないと本人や周囲の人間に大きな不利益があるようなもの」とされています。そのため、「要精検D」の場合も「要精検E」と同様に、精検受診勧奨を実施してください。
- 「東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針」で示している判定区分に基づく判定・指導を行っている自治体においては、胸部エックス線の「 要精検D」のチェック欄は不要であるため、不要と判断した自治体においては、当該チェック欄は削除していただいて構いません。

◆肺がん検診における適切な精密検査方法(「肺癌取扱い規約第8版」P191~196より抜粋)
[胸部エックス線検査での精密検査方法] 胸部CT検査(HR-CT)
[喀痰細胞診での精密検査方法] 胸部エックス線検査及び胸部CT検査(HR-CT)を実施後、気管支鏡検査

◆肺がん検診における不適切な精密検査方法

- 健増報告作成要領(令和2年度分)では、精密検査として不適切な方法は「**喀痰細胞診において要精密検査とされた者に対する喀痰細胞診の再検のみ**」とされています。
- そのため、喀痰細胞診結果が要精検だった者について、「 上記以外(喀痰細胞診)」のみの記入があった場合は「精密検査未受診」として取り扱うことになります。
- 「 胸部CT検査(HR-CT含む)」にチェックがあれば、「 上記以外(検査法:)」の記入があっても「不適切な精密検査方法」とはなりませんので御注意ください。

○健増報告項目:「**異常なし**」(対照表項目①)
健増報告での「異常なし」には、呼吸器に異常が認められなかった場合に加えて呼吸器以外の疾患(例:喉頭がん、食道がん)も含まれます。

○健増報告項目:「**肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む)**」(対照表項目⑥)
肺がん以外の胸腔内の腫瘍等(中皮腫、リンパ腫含む)や肺疾患(肺結核、気胸、間質性肺炎、肺気腫等)が該当します。

判定基準と指導区分

	胸部X線		喀痰細胞診	
	要精検D	要精検E	要精検D	要精検E
所見	異常所見を認め、肺癌以外の疾患で治療を要する状態が考えられる	肺癌の疑い	高度(境界)異型扁平上皮細胞または悪性腫瘍が疑われる細胞を認める	悪性腫瘍細胞を認める
指導区分	肺癌以外の該当疾患に対する精査	肺癌に対する精査	直ちに精密検査	

(引用:「東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針」(令和元年5月)P12・13)